

銚子円卓会議規約

(設置)

第1条 銚子市におけるまちづくり活動の推進に資するため、銚子円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 円卓会議は、地域課題の解決のため、持続的かつ戦略的にまちづくり活動に取り組み、それを推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 円卓会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域貢献型電子地域通貨に関すること。
- (2) まちづくり活動の支援に関すること。
- (3) まちづくり教育に関すること。
- (4) まちづくりに資する人材の確保及び育成に関すること。
- (5) その他まちづくりの推進に関すること。

(組織)

第4条 円卓会議は、次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織するものとする。

- (1) 銚子市長
 - (2) 銚子市教育長
 - (3) 銚子市小中学校校長会会長
 - (4) 千葉科学大学学長
 - (5) 銚子商工会議所会頭
 - (6) 銚子信用金庫理事長
 - (7) 銚子商工信用組合理事長
 - (8) 一般社団法人銚子市観光協会会長
 - (9) 一般社団法人銚子市青年会議所理事長
 - (10) 銚子商工会議所青年部会長
 - (11) NPO法人BeCOM監事
 - (12) NPO法人BeCOM代表理事
 - (13) 銚子市産業観光部長
 - (14) 銚子市総務市民部総務課長
 - (15) その他座長が必要と認める者
- 2 円卓会議に協働アドバイザーを置くことができる。
- 3 円卓会議には必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 円卓会議に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員のうちから互選により選出する。

3 役員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 座長は、円卓会議を代表し、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した副座長がその職務を代理する。

(招集)

第7条 会議は、必要に応じ座長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 円卓会議の事務局は、銚子市役所に置く。

(庶務)

第10条 円卓会議の庶務は、銚子市総務市民部総務課及びNPO法人BeCOMにおいて行う。

(会計)

第11条 円卓会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(設立年月日)

第12条 円卓会議は、平成25年9月27日に設立する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。